

第1回 藤野地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)3月6日(月)18時00分～
場 所 藤野地区センター 2階集会室 A

次 第

1 開会

2 事務局挨拶

3 学校配置検討委員会について

- (1) 開催主旨の説明
- (2) 委員紹介
- (3) 代表委員の選出
- (4) 検討委員会の運営方法の決定
 - ア 検討委員会の公開・非公開
 - イ 検討委員会の開催結果の地域等への周知方法
 - ウ 地域等からの意見募集

4 協議事項：藤野地区における取組イメージの説明と意見交換

- 資 料 1：藤野地区の学校を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
資 料 2：連合町内会役員・PTA 役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

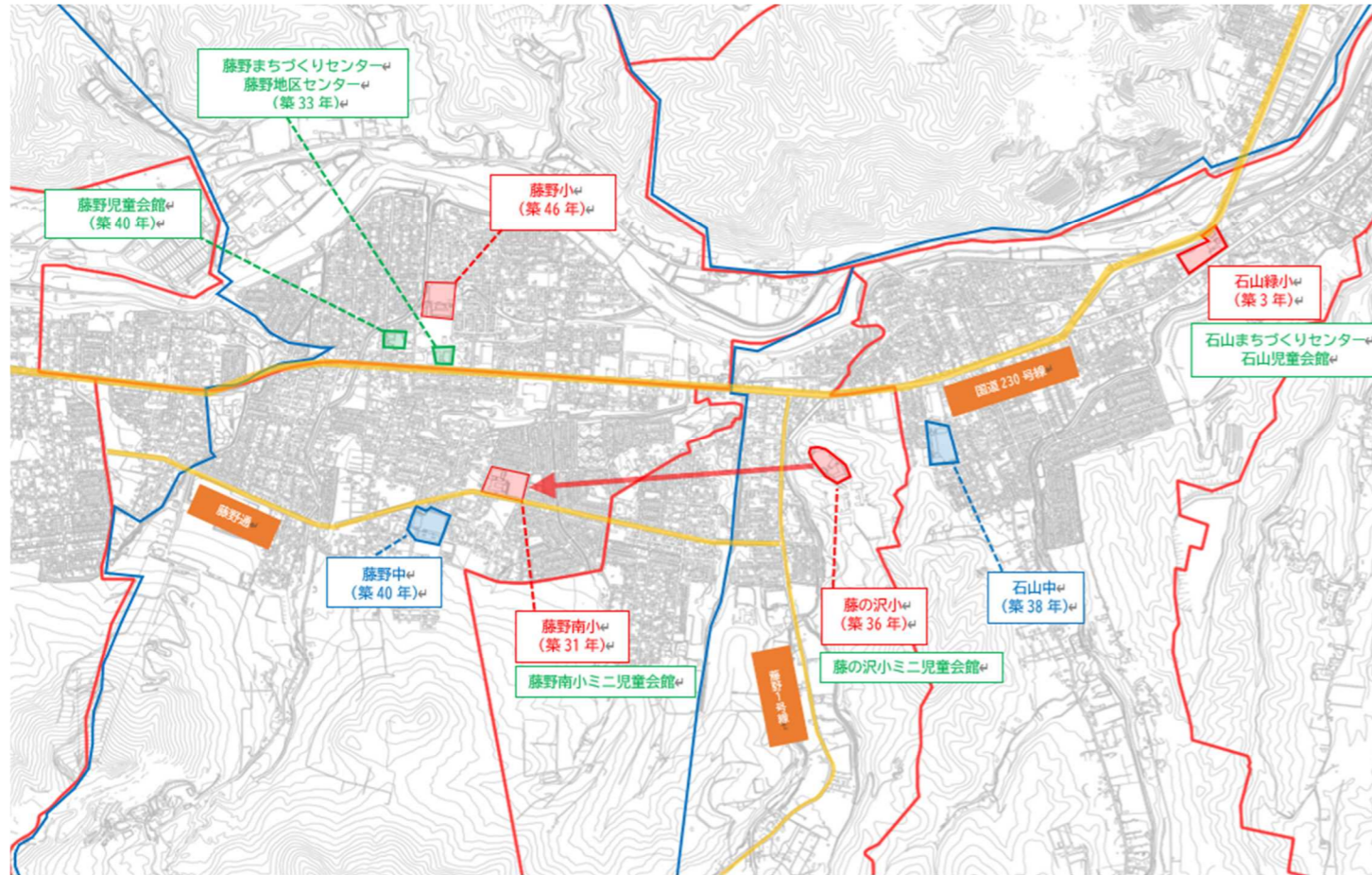
5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

6 閉会

配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1：藤野地区を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
- ▶資料2：連合町内会役員・PTA 役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等
- ▶藤野地区学校配置検討委員会設置要綱

藤野地区を中心とした区域図



【凡例】

赤色・・・小学校関係 / 青色・・・中学校関係 / 緑色・・・公共施設関係

橙色・・・主要道路

※築年数は令和4年現在

参考

藤野地区の小学校の児童数推計【令和4年度～令和10年度】

(単位・・・児童数：人 / 学級数：学級)

	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
藤の沢小	104	6	93	6	88	6	82	6	75	6	73	6	77	6
藤野南小	318	12	327	12	327	12	323	12	323	12	320	12	317	12

※令和4年5月1日時点の住基データ等に基づく推計値

※少人数学級拡大 (R3は1・2年35人学級、R4から3年、R5から4年、R6から5年、R7以降全学年)

※通常学級のみ計上

1 取組イメージ

▶小学校の統合

- 小規模化による課題を解消するため、藤の沢小を藤野南小に統合

▶学校施設の整備

- 藤野南小の校舎及び敷地を活用する。

▶通学方法

- 通学距離が2kmを超える児童については、公共交通機関の通学定期料金の全額助成による支援を想定。なお、既存路線の増便の必要性や活用可否については、継続して検討を行うとともに、バス会社等の関係機関と協議を行う。

▶藤の沢小の跡活用

- 藤の沢小は市街化調整区域に立地しているため、他の用途への転用や、校舎を解体し建物を新築することは困難であり、活用方法は限定的。

2 取組経過

▶令和3年11月9日(火)：藤野町連の各役員①

市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施

▶令和4年5月20日(金)：藤の沢小PTA役員①

市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施

▶令和4年9月12日(月)：藤野町連の各役員②

各小学校PTA役員の見解を紹介、再度の意見交換を実施

▶令和4年10月11日(火)：藤の沢小PTA役員②

2回目の意見交換を実施

▶令和4年11月2日(水)：藤野南小PTA役員①

市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施

▶令和5年2月3日(金)～令和5年2月4日(土)：住民説明会(藤野地区センター)

学校規模適正化の取組や、市・教育委員会の取組イメージを説明

1 連合町内会役員の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合に関するご意見

- 子どもが少ないので統合というだけではなく、地域の子どもの数を増やしていくという考えも持つ必要がある。

▶ 通学に関するご意見

- 通学距離が遠い子には、スクールバスなども含めて検討してほしい。
- ふじの～るを通学時間に利用できるが良い。
- 通学について、具体的な説明が無いと保護者も心配かと思う。
- 藤の沢小校区は、場所によっては石山緑小のほうが近いと思う。

▶ 跡活用や地域に関するご意見

- 藤の沢小閉校による小鳥の村への影響についても考慮する必要があるかもしれない。小鳥の村を活用した公園などを整備することも考えられる。
- 地域には独居の高齢者世帯が多い。その後空いた土地に子育て世代を呼び込むことを考えなければならない。

2 PTA役員の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合に関するご意見

- 現状では、児童同士のコミュニケーションや地域との関わりなどの面で小規模校の良さが生かされており、このまま残してほしいという気持ちは強い。
- 幼稚園の園児数などを見ても、児童数の減少は実感としてある。
- 複式学級の学校と、複数クラスの学校のどちらがいいかと言われたら、親の立場としては複数クラスがあったほうがよいという気持ちがある。
- もし統合ということになれば、なるべく早めに教えてほしい。

▶ 学校施設やその他公共施設等に関するご意見

- 地域コミュニティの中心としての小学校の役割も大事だと思っている。
- 統合後に避難所が減ってしまうことは不安に感じた。
- 地域コミュニティの場である地域開放図書館の機能は、藤の沢小に残してほしい。

▶ 通学に関するご意見

- 既存のバス路線の利用だけでは難しいのではないかと感じる。

3 住民説明会ご来場者の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合に関するご意見

- 将来的に統合される可能性があるのであれば、統合を検討しはじめた段階から、学校を選択する自由を与えてほしい。
- 藤の沢小学校を守ってほしい！たくさんの歴史がある。
- 児童には多様な意見や経験にふれてほしいので、統合については前向きに検討していただきたい。
- 地域から学校が失われる事は反対です。
- 対象となる世帯には前もって、案段階でこまめに知らせてほしい。色々なうわさが飛び交っているので、きちんと方針を説明する機会をつくってほしい。
- 子どもの様子を見守る中で、学校がなくなることは、地域にとってとてもさびしい。それだけでなくコロナの中で地域での（町内会での）運動会、おまつり行事が減っていき、子ども同士のふれあいの場が無くなっている現状。もっと教育に予算をかけることが、少子化政策に対応できる要素であると思います。したがって検討委員会を開くことのないようにしてほしい。
- なにより、先生の質や、日本教育の質が上がらないと、子供の将来のためにはならないから、統合の前に・・・と思いました。少人数に質の良い先生が一番良いかなと今は思っています。
- 来年度藤の沢小学校へ入学予定の子どもがいるが、同級生が少ない中で、気の合う友達ができるか強い不安を感じている。ある程度の人数がいたほうが安心感がある。

▶ 通学に関するご意見

- 小学校低学年（1～4年生位）の子ども達が、安全に通学できるよう、スクールバスの実施を切望します。
- 統合ありきで児童の通学の負担などを考えていない。
- 藤の沢小学区域について、三区は問題ないと思うが、第一・第二町内会の児童が中学校区との兼ね合いでどうなるか？230号線から北側の児童は、藤野小学校にした方が距離的に近いのではないかと思う。
- 小学校と中学校の校区を考えると、検討の必要がある。通学距離の問題がありそうです。
- 統合ではなく、通学区域を再編するという方法も検討して欲しい。

藤野地区学校配置検討委員会 設置要綱

〔 令和4年11月17日 〕
教 育 長 決 裁

（設置）

第1条 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針に基づき、南区藤野地区の小学校の小規模化の諸課題について検討するため、藤野地区学校配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項等）

第2条 委員会は、南区藤野地区の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の小規模化の課題解消に関すること。
- (2) その他(1)を進めるうえで必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けたもの
- (2) 関係連合町内会の推薦を受けたもの
- (3) 関係小学校の校長を含む教員

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項等について札幌市教育委員会に意見書を提出するまでの間とする。

2 前項の任期中に委員を交代した場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

（代表委員）

第5条 委員会に代表委員（1名）を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 代表委員は、共同して委員会を代表するとともに、会務を総理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、代表委員が招集する。

- 2 会議の司会進行は、事務局である札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員の代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できない事情があるときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席できる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、委員会が指定した事項について検討を行うため、関係者による部会を設置することができる。

(情報の提供等)

第9条 委員会における協議内容等については、随時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ代表委員が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。